号)の一部改正(案)一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三情報通信技術分科会における委員会の設置(平成十三年

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三十九号平成二十一年七月二十八日

を次のように改正する。十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)の一部情報通信技術分科会における委員会の設置(平成十三年一月

第一項第六号を次のように改める。

局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測6(局所吸収指針委員会)

十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第定方法に関する事項

第一項に次の二号を加える。

号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

14 産学官連携強化委員会

ICT分野における産学官連携による研究開発の推進に「産業党技術と

ITS無線システムの技術的条件に関する事項15 ITS無線システム委員会

関する事項

1

情報通信技術分科会における委員会の設置(平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号)の 部改正(案)新旧対照条文

〇情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号(平成十三年一月十七日)

(傍線の部分は改正部分)

[帯域移動無線アクセスシス件に関する事項	
・ トットフークのIPとこ対応して電気通言设備に系る支射 0 IPネットワーク設備委員会	
る事項 5 GHz帯の無線アクセスシステム等の技術的条件に関すり 5 GHz帯無線アクセスシステム委員会	
7 · 8 (略)	7 · 8 (略)
	方法に関する事項
携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項	局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測定
6 局所吸収指針測定委員会	6 局所吸収指針委員会
1~5(略)	1~5(略)
一 名称及び所掌	一 名称及び所掌
設置する。	設置する。
本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を	本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を
進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、	進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、
本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促	本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促
現行	改正案

15 公共無線システム委員会	13 公共無線システム委員会
15 公共無線システム委員会	13 公共無線システム委員会
公 共	
ソー・ソート しきこう くすれ 自分 仕目 マスモコ	リニーーミンニュで非常自動作し間では重す
ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項	ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項
1 ケーブルテレビシステム委員会	11 ケーブルテレビシステム委員会
<i>-</i>	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	プライ 委員会が 所当する事功を除く こ
ステムを見合が近常する事頁を余く。	ステムを司会が近常する事頁を余く。)
放送システムの技術的条件に関する事項(ケーブルテレビシ	放送システムの技術的条件に関する事項 (ケーブルテレビシ
てきノン・へりを可りをトニョー・クチョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	てきているのを可じている。
13 放送システム委員会	11 放送システム委員会
等司皮数有効利用方策委員会が听掌する事項を除く。)	
電波の有効利用のための技術的条件に関する事項(携帯電話	
12 電波有効利用方策委員会	
	項
広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事	広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事

改正前

情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

(平成十三年三月二十八日 部改正

(平成十三年五月二十八日 一部改正

(平成十三年六月二十五日 部改正

(平成十三年九月二十五日 部改正

(平成十三年十月二十二日 | 一部改正

(平成十四年一月二十八日一部改正

(平成十四年三月二十二日一部改正

(平成十四年五月七日一部改正)

(平成十四年六月二十四日一部改正) (平成十四年八月七日一部改正)

(平成十四年九月三十日一部改正)

(平成十五年一月二十七日一部改正)

(平成十五年四月二十一日一部改正) (平成十五年三月十九日一部改正)

(平成十五年六月二十五日一部改正

(平成十五年九月三十日一部改正) (平成十五年十月二十九日一部改正

(平成十五年十一月二十七日一部改正)

(平成十六年六月三十日一部改正)

(平成十六年十一月二十九日一部改正 (平成十六年七月二十九日一部改正

(平成十七年三月三十日一部改正) (平成十七年十月十二日一部改正)

(平成十八年二月二十七日一部改正)

(平成十八年一月二十三日

部改正

(平成十七年十月三十一日一

部 改正

(平成十八年三月二十七日一部改正)

(平成十八年七月二十日一部改正)

(平成十八年九月二十八日一部改正)

(平成十九年八月二日一部改正)

(平成二十年七月二十九日一部改正)

(平成二十一年十二月十一日一部改正

(平成二十一年四月二十八日一部改正

より、 促進するため、 の委員会を設置する。 本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を 本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、 情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定に

名称及び所掌

1 CISPR委員会

|際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項

2 航空無線通信委員会

航空無線通信の技術的諸問題に関する事項

3 海上無線通信委員会

海上無線通信設備の技術的条件に関する事項

携帯電話等周波数有効利用方策委員会 携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項

4

4

- 5 衛星通信システム委員会
- 衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 局所吸収指針測定委員会

携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事

項

7 UWB無線システム委員会

超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項

8 小電力無線システム委員会

る事項 小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件関す

する事項 5GHz帯の無線アクセスシステム等の技術的条件に関 9

5GHz帯無線アクセスシステム委員会

10 IPネットワーク設備委員会

ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技

術的条件に関する事項

11 広帯域移動無線アクセスシステム委員会

広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する

事項

12 電波有効利用方策委員会

帯電話等周波数有効利用方策委員会が所掌する事項を除 電波の有効利用のための技術的条件に関する事項

13 放送システム委員会

ビシステム委員会が所掌する事項を除く。) 放送システムの技術的条件に関する事項(ケーブルテレ

> 14 ケーブルテレビシステム委員会

ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項

15 公共無線システム委員会

公共ブローバンド移動通信システムの技術的条件に関す

る事項

組織等

1 分科会長の指名する委員及び専門委員

2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委

員のうちから分科会長が指名する。

3 主査が定める。 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

(平成十三年三月二十八日一部改正

(平成十三年五月二十八日一部改正)

(平成十三年六月二十五日一部改正)

(平成十三年九月二十五日一部改正)

(平成十三年十月二十二日一部改正)

(平成十四年三月二十二日一部改正)(平成十四年一月二十八日一部改正

(平成十四年五月七日一部改正)(平成十四年三月二十二日一部改正

(平成十四年六月二十四日一部改正)

(平成十四年九月三十日一部改正)(平成十四年八月七日一部改正)

(平成十五年三月十九日一部改正)(平成十五年一月二十七日一部改正)

(平成十五年六月二十五日一部改正)(平成十五年四月二十一日一部改正)

(平成十五年九月三十日一部改正)

(平成十五年十一月二十七日一部改正)(平成十五年十月二十九日一部改正)

(平成十六年六月三十日一部改正)

(平成十六年七月二十九日一部改正

(平成十七年三月三十日一部改正)(平成十六年十一月二十九日一部改正

(平成十七年十月十二日一

部改正

(平成十七年十月三十一日一

部改正

(平成十八年一月二十三日一部改正)

(平成十八年二月二十七日一部改正

(平成十八年三月二十七日一部改正)

(平成十八年七月二十日一部改正)

(平成十八年九月二十八日一部改正)

(平成十九年八月二日一部改正)

(平成二十年七月二十九日一部改正

(平成二十一年十二月十一日一部改正

(平成二十一年四月二十八日一部改正

(平成二十一年七月二十八日一部改正)

の委員会を設置する。より、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定に本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を

一 名称及び所掌

CISPR委員会

国際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項

2 航空無線通信委員会

航空無線通信の技術的諸問題に関する事項

3 海上無線通信委員会

海上無線通信設備の技術的条件に関する事項

4 携帯電話等周波数有効利用方策委員会

携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項

- 5 衛星通信システム委員会
- 衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 局所吸収指針委員会

局所吸収指針及び携帯電話端末等に対する比吸収率の測

- 定方法に関する事項
- 7 UWB無線システム委員会

超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項

8 小電力無線システム委員会

る事項・小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件関す

9 IPネットワーク設備委員会

術的条件に関する事項・ボールでした電気通信設備に係る技・ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技・デー・データーを表現した。

10 広帯域移動無線アクセスシステム委員会

事項
広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する

11 放送システム委員会

放送システムの技術的条件に関する事項(ケーブルテレ

ビシステム委員会が所掌する事項を除く。)

12 ケーブルテレビシステム委員会

ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項

13 公共無線システム委員会

公共ブローバンド移動通信システムの技術的条件に関す

14 産学官連携強化委員会

る事項

ICT分野における産学官連携による研究開発の推進に

関する事項

15 ITS無線システム委員会

ITS無線システムの技術的条件に関する事項

二 組織等

- 分科会長の指名する委員及び専門委員
- 員のうちから分科会長が指名する。
 2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委
- 主査が定める。 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、

3